

「(仮称)学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」案 の新旧対照表

(傍線の箇所は、修正部分を示します。変更のない項目については省略しています。)

(意見交換会開催時 (素案))	(意見募集 (原案))
<p>はじめに (省略)</p> <p>1. 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方 (省略)</p> <p>2. 学校規模と通学区域に関する検討課題 (省略)</p> <p>(1)地域ごとの検討課題</p> <p>①南部地区について</p> <p>南部地区においては、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子どもたちが夢や希望をもてるように、地域とともにさまざまな関係機関等と連携して教育活動を展開する「魅力ある学校」づくりが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした喫緊の課題を早急に解消する必要があるため、平成26年度(2014年度)から、以下の点を踏まえた具体的な検討に着手します。</p> <p>0歳からの子育ち・子育て、教育を意識した乳幼児施設、子どもの居場所づくりを目的とした“児童館”的機能、子どもの学習支援を目的とした“放課後学び舎”的機能、地域の特色を活かした学びを目的とした施設・機能等と学校の連携について検討を進めます。</p> <p>また、地域住民や各種団体等と協力して子どもたちを育むことや、学校を核としたさまざまな活動を通じて地域を活性化することやそれぞれの機能が相乗効果をもたらすような一体的な運営についても検討を進めます。</p> <p>本市では、南部地区の公共施設の再構築を図る「(仮称)南部コラボセンター」構想の検討が現在進行中であることから、この動きにあわせて、学校との連携や複合施設化など、南部地区の課題解消に向けた総合的な対応方策の検討に取り組みます。</p> <p>進学時の円滑な接続や小中連携のさらなる推進を図るため、庄内南小学校、島田小学校、千成小学校の分割進学の課題解消について検討するとともに、小・中学校の合同教職員研修の実施等の実績を積み上げながら、義務教育9年間を見とおした教育課程の作成や施設一体型小中一貫校の整備も視野に入れて検討を進めます。</p> <p>これらの検討を進めるにあたっては、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件その他の事情も考慮したうえで、南部地区の実情に応じた小・中学校の配置</p>	<p>はじめに (省略)</p> <p>1. 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方 (省略)</p> <p>2. 学校規模と通学区域に関する検討課題 (省略)</p> <p>(1)地域ごとの検討課題</p> <p>①南部地区について</p> <p>南部地区においては、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子どもたちが夢や希望をもてるように、地域とともにさまざまな関係機関等と連携して教育活動を展開する「魅力ある学校」づくりが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした喫緊の課題を早急に解消する必要があるため、平成26年度(2014年度)から、以下の点を踏まえた具体的な対応方策の検討に着手します。</p> <p>まず、0歳からの子育ち・子育て、教育を意識した乳幼児施設、子どもの居場所づくりを目的とした“児童館”的機能、子どもの学習支援を目的とした“放課後学び舎”的機能、地域の特色を活かした学びを目的とした施設・機能等と学校の連携のあり方、地域住民や各種団体等と協力して子どもたちを育むことや学校を核としたさまざまな活動を通じた地域の活性化、それぞれの機能が相乗効果をもたらすような一体的な運営の必要性等について、南部地区の公共施設の再構築を図る「(仮称)南部コラボセンター」構想の動きにあわせて検討します。</p> <p>次に、小・中学校の合同教職員研修の実施等の実績を積み上げながら、義務教育9年間を見とおした教育課程の作成や施設一体型小中一貫校の整備も視野に入れた小中一貫教育のあり方、庄内南小学校、島田小学校、千成小学校の分割進学の課題解消、稲津町の調整区域の解消について検討します。</p> <p>さらに、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件その他の事情も考慮したうえで、南部地区の実情に応じた小・中学校の配置のあり方についても検討する必要があります。</p> <p>この他、クラス替えができない学年がある、またはその発生が見込まれる学校について</p>

(意見交換会開催時 (素案))	(意見募集 (原案))
<p>についても検討を進めます。</p> <p><u>稲津町の調整区域については、歴史的な背景も踏まえながら、その解消に向けて検討を進めます。</u></p> <p>クラス替えができない学年がある、またはその発生が見込まれる学校については、当面の間、隣接校や中学校との連携、学級編制の弾力的運用の活用など、教育活動の工夫に努めながら、対応方策について検討を進めます。</p> <p>②千里地区について</p> <p>千里地区においては、児童・生徒数の少ない北丘小学校、南丘小学校、第八中学校と、児童・生徒数が多く、近い将来、教室不足が懸念される東泉丘小学校、第九中学校が混在しています。</p> <p>いずれも決して良好な教育環境とはいえない状況ですが、それぞれのメリットを活かした教育活動が展開されています。第八中学校、第九中学校とも、小学校区を単位として中学校区が構成されていることから、特色ある小中一貫教育の推進や取り組みの周知など、千里地区の「魅力ある学校」づくりの支援に努めます。</p> <p>一方、第八中学校については、生徒数が少ないために活発な集団活動が難しく、教員配置も十分とは言えない状況であり、第九中学校については、生徒数が多いために少人数指導等に必要な教室等の確保が困難な状況であるといった課題が存在します。<u>学校教育審議会では、両校の通学区域を変更することで、規模の差を縮小し、教育環境の改善を図ることが示されました。</u></p> <p>当該地区は近年、大規模集合住宅の開発や再整備が進んでおり、今後も長期にわたって大規模な住宅開発等が見込まれることから、両校の生徒数の推移を当面見守ることとし、<u>通学区域変更の必要性については、推計において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合に検討を進めます。</u>同様に、<u>南丘小学校と東泉丘小学校の良好な教育環境の改善を図るための通学区域変更の必要性については、両校の児童数の推移を当面見守ることとし、推計において明確に東泉丘小学校の教室不足が見込まれる場合に検討を進めます。</u></p> <p>なお、通学区域を変更する場合には、分割校を増やすことなく、その解消をめざすという通学区域の再編の原則を踏まえます。</p> <p>北丘小学校と南丘小学校については、地域の再開発等により児童数の増加が見込まれますが、児童数が増加するまでの間、学級編制の弾力的運用等による学校支援を進めます。</p> <p>(2)分割校解消に向けた検討課題</p> <p>小学校41校中14校ある分割校については、中学校の通学区域を単位とした教育コミュニティの形成に向けた小中一貫教育のさらなる推進をめざして、分割進学の解消に</p>	<p>ては、当面の間、隣接校や中学校との連携、学級編制の弾力的運用の活用など、教育活動の工夫に努めながら、<u>抜本的な対応方策について検討します。</u></p> <p>②千里地区について</p> <p>千里地区においては、児童・生徒数の少ない北丘小学校、南丘小学校、第八中学校と、児童・生徒数が多く、近い将来、教室不足が懸念される東泉丘小学校、第九中学校が混在しています。</p> <p>いずれも学校規模に伴う課題がある中で、それぞれのメリットを活かした教育活動が展開されています。第八中学校、第九中学校とも、小学校区を単位として中学校区が構成されていることから、特色ある小中一貫教育の推進や取り組みの周知など、千里地区の「魅力ある学校」づくりの支援に努めます。</p> <p>一方、第八中学校については、生徒数が少ないために活発な集団活動が難しく、教員配置も十分とは言えない状況であり、第九中学校については、生徒数が多いために少人数指導等に必要な教室等の確保が困難な状況であるといった課題が存在します。<u>こうした課題の解消に向けて、両校の通学区域を変更することで、規模の差を縮小し、教育環境の改善を図ることを示した学校教育審議会答申も踏まえて、その対応方策を検討する必要があります。</u></p> <p>当該地区は近年、大規模集合住宅の開発や再整備が進んでおり、今後も長期にわたって大規模な住宅開発等が見込まれることから、両校の生徒数の推移を当面見守ることとし、<u>将来推計において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方策の検討に着手します。</u>同様に、<u>南丘小学校と東泉丘小学校についても、両校の児童数の推移を当面見守ることとし、将来推計において明確に東泉丘小学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方策の検討に着手します。</u></p> <p>なお、通学区域を変更する場合には、分割校を増やすことなく、その解消をめざすという通学区域の再編の原則を踏まえます。</p> <p>北丘小学校と南丘小学校については、地域の再開発等により児童数の増加が見込まれますが、児童数が増加するまでの間、学級編制の弾力的運用等による学校支援を進めます。</p> <p>(2)分割校解消に向けた検討課題</p> <p>小学校41校中14校ある分割校については、中学校の通学区域を単位とした教育コミュニティの形成に向けた小中一貫教育のさらなる推進をめざして、分割進学の解消に</p>

(意見交換会開催時 (素案))	(意見募集 (原案))
<p>向けた対応方策の検討を順次進めますが、1つの小学校区内に中学校が2校ある場合や、分割進学の問題を解消することで一小一中の小規模な校区となる場合もあり、近隣の小・中学校の通学区域や児童・生徒数の状況から、単純に通学区域の変更だけでは解決できない地域も存在します。</p> <p>そこで、分割進学の問題解消にあたっては、学校や地域の状況等を踏まえ、小中一貫教育のあり方も含めて、計画的に検討します。</p> <p>このような状況の中で、分割進学の問題を解消することで一小一中となるような状況が生じることとなる蛭池・刀根山地区については、児童・生徒数の推移を見守りながら、適切な時期に、対象地域の指定校を変更することについて検討を進めます。</p> <p>また、蛭池小学校と第十八中学校が小規模な一小一中の通学区域となる場合には、これまで、乳幼児施設や蛭池人権まちづくりセンター等との連携の中で進めてきた、乳幼児期からの一貫した子育て・子育て、教育や地域・家庭・学校の協働による「いのちと人権」を大切に、人間関係を見つめ直す取り組みを踏まえ、今後、さらに豊中市教育センターと密接に連携した研究活動を含めて、小中一貫教育のあり方について検討を進めます。</p> <p>(3) 学校を取り巻く地域コミュニティ等にかかる検討課題</p> <p><u>学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた検討は、あくまでも子どもたちの良好な教育環境の整備、充実を図るために行うものですが、学校は単なる教育施設ではなく、地域のシンボルでもあり、地域コミュニティのあり方も密接に結びついています。特に、本市においては、小・中学校の通学区域を単位とした組織づくりが行われており、さまざまな活動の中心に学校が位置づいていることから、地域コミュニティとの関係にも十分配慮しながら検討を進めます。</u></p> <p>また、日ごろから地域におけるさまざまな活動の拠点となっている学校は、非常災害時の安全、安心な避難施設にもなります。通学区域等の変更を検討するにあたっては、避難所となる公共施設の配置状況等も勘案して検討を進めます。</p> <p>3. 基本方針の取り組みにあたって</p> <p>(1) 保護者や地域住民の理解</p> <p><u>本市では、学校、家庭、地域が連携した多様な取り組みを進めているところですが、これまでに培ってきた信頼関係を壊すことのないよう、課題の解消に向けた具体的方策の検討にあたっては、できるだけ保護者や地域住民の声を聞くとともに、理解を得るよう努力します。</u></p> <p><u>特に、通学区域等の変更を検討するにあたっては、登下校時における児童・生徒の安全確保を前提として、道路交通事情や防犯上の安全性を見極めたいうえで、具体案を作成することとします。</u></p>	<p>向けた対応方策の検討を順次進めますが、1つの小学校区内に中学校が2校ある場合や、分割進学の問題を解消することで一小一中の小規模な校区となる場合もあり、近隣の小・中学校の通学区域や児童・生徒数の状況から、単純に通学区域の変更だけでは解決できない地域も存在します。</p> <p>そこで、分割進学の問題解消にあたっては、学校や地域の状況等を踏まえ、小中一貫教育のあり方も含めて、計画的に検討します。</p> <p>このような状況の中で、分割進学の問題を解消することで一小一中となるような状況が生じることとなる蛭池・刀根山地区については、児童・生徒数の推移を見守りながら、適切な時期に、<u>具体的な対応方策の検討に着手します。</u></p> <p>また、蛭池小学校と第十八中学校が小規模な一小一中の通学区域となる場合には、これまで、乳幼児施設や蛭池人権まちづくりセンター等との連携の中で進めてきた、乳幼児期からの一貫した子育て・子育て、教育や地域・家庭・学校の協働による「いのちと人権」を大切に、人間関係を見つめ直す取り組みを踏まえ、今後、さらに豊中市教育センターと密接に連携した研究活動を含めて、小中一貫教育のあり方について検討を進めます。</p> <p>(3) 学校を取り巻く地域コミュニティ等にかかる検討課題</p> <p>学校は単なる教育施設ではなく、地域のシンボルでもあり、地域コミュニティのあり方も密接に結びついています。特に、本市においては、小・中学校の通学区域を単位とした組織づくりが行われており、さまざまな活動の中心に学校が位置づいていることから、地域コミュニティとの関係にも十分配慮しながら検討を進めます。</p> <p>また、日ごろから地域におけるさまざまな活動の拠点となっている学校は、非常災害時の安全、安心な避難施設にもなります。通学区域等の変更を検討するにあたっては、避難所となる公共施設の配置状況等も勘案して検討を進めます。</p> <p>3. 基本方針の取り組みにあたって</p> <p>(1) 留意すべき事項</p> <p>① 登下校時の安全の確保</p> <p><u>学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた検討は、子どもたちの良好な教育環境の整備、充実を図るために行うことから、登下校時における児童・生徒の安全性を確保することが重要です。</u></p> <p><u>このことを踏まえて、通学区域等の変更を検討するにあたっては、登下校時における児童・生徒の安全確保を前提として、道路交通事情や防犯上の安全性を見極めたいうえで、具体案を作成することとします。</u></p>

(意見交換会開催時 (素案))	(意見募集 (原案))
<p><u>なお、通学区域等の変更を実施する場合は、指定校変更の対象となる学校に在籍する児童・生徒及び家庭の負担を軽減するための措置を検討するとともに、一定の周知期間を設けるなど、円滑な移行に向けた取り組みを進めます。</u></p> <p>(2)課題の解消に向けた検討の進め方 基本方針の中で取り上げた南部地区の課題、千里地区の課題、蛍池・刀根山地区をはじめとする分割校の課題について、それぞれの内容や地域の実情を踏まえ、これら課題間の優先順位を設定したうえで、実施内容、実施時期、実施方法などをそれぞれに検討し、計画的に課題解消に取り組むこととします。 <u>検討にあたっては、地域住民等の理解や協力を得ながら、関係部局等と連携して進めていきます。</u> 特に、通学区域等の変更を検討するにあたっては、地域の開発・建築等の動向の把握に努めながら、十分な調査のもとに作成した将来推計を踏まえて<u>検討を進めます。</u></p> <p>(3)基本方針の見直し この基本方針は、今後、国や大阪府における教育制度の変更や社会情勢の変化、本市における教育振興計画の見直しや学校規模と通学区域に関する新たな課題の発生等があれば、必要に応じて見直しを図ることとします。</p>	<p>②保護者や地域住民との協議 本市では、学校・家庭・地域が連携した多様な取り組みを進めているところですが、これまでに培ってきた信頼関係を壊すことのないよう、保護者や地域住民と話し合いながら、課題の解消に向けた具体的方策の検討を進めます。</p> <p>③通学区域等の変更を行う際の配慮 通学区域等の変更を実施する場合は、指定校変更の対象となる学校に在籍する児童・生徒及び家庭の負担を軽減するための措置を検討するとともに、一定の周知期間を設けるなど、円滑な移行に向けた取り組みを進めます。</p> <p>(2)課題の解消に向けた検討の進め方 基本方針の中で取り上げた南部地区の課題、千里地区の課題、蛍池・刀根山地区をはじめとする分割校の課題について、それぞれの内容や地域の実情を踏まえ、これら課題間の優先順位を設定したうえで、実施内容、実施時期、実施方法などをそれぞれに検討し、計画的に課題解消に取り組むこととします。 特に、通学区域等の変更を検討するにあたっては、<u>関係部局等と連携し、地域の開発・建築等の動向の把握に努めながら、十分な調査のもとに作成した将来推計を踏まえるものとします。</u></p> <p>(3)基本方針の見直し この基本方針は、今後、国や大阪府における教育制度の変更や社会情勢の変化、本市における教育振興計画の見直しや学校規模と通学区域に関する新たな課題の発生等があれば、必要に応じて見直しを図ることとします。</p>